

岐 阜 市 福 保 号 外
平 成 2 5 年 4 月 1 日

保護者 各位

岐阜市福祉事務所保育事業課課長

保育所（園）の感染症にかかった児童の登所（園）基準について

日頃から、保護者の皆様には保育行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

感染症にかかったお子さんの登所（園）する時期については、保育所（園）内での感染を防ぐため、保護者の皆様のご協力をいただいているところであります。

感染症にかかったお子さんが保育所（園）に通い始める時期は、「登園基準一覧」を基本とし、お子さんの回復状態に応じて、他のお子さんへの感染の防止が図られるよう、嘱託医やかかりつけの医師などの意見を踏まえて登所（園）していただくようお願いいたします。

感染症の流行を防ぐためには、予防接種、早期発見と対応が大切です。保護者の皆様方には、保育所（園）における感染症の流行を出来るだけ防ぐためにご協力をいただきますようお願いいたします。